

# 令和 4 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 5 年 1 1 月  
島根県

# 1. 事後評価のプロセス

---

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

## 2. 目標の達成状況

令和4年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和4年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■島根県全体

#### 1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、病床の機能又は病床数の変更に関する事業

(計画なし)

##### ② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数  
270箇所 (H27年度) → 298箇所 (R4年度)
- ・訪問診療を受けている患者数  
5,769人 (H27年度) → 6,275人 (R4年度)
- ・訪問看護ステーションにおける看護職員数 (常勤換算)  
R2.10時点 414.2人 → R3.10時点445.0人
- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持  
R3.1.1時点 33.4% → R5.1.1時点 33.4%
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数 (月平均)  
3,761件 (R1年度) → 4,000件 (R4年度)

##### ③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標) ※数値目標は、第8期介護保険事業計画に基づくもの

(令和3年度→令和5年度)

- ・小規模な特別養護老人ホーム (1カ所)
- ・小規模な養護老人ホーム (1カ所)
- ・小規模な介護医療院 (1カ所)
- ・介護老人保健施設の大規模修繕・耐震化 (1カ所)

#### ④ 医療従事者の確保に関する事業

医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在により県西部、中山間地域において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標)

- ・ 県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数  
61人 (R3年度) → 28人 (R4年度)
- ・ 鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (R3. 10時点 172人)
- ・ しまね地域医療支援センターへの登録者対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数  
R3年度 91人 → R4年度 99人 → R6年度 114人
- ・ 病院、公立診療所の医師の充足率 (医師多数区域を除く二次医療圏)  
R3年度 83.3% → R4年度 86.6% → R6年度 90.0%
- ・ 産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持  
R2年度55人 → R4年度55人
- ・ 分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持  
R2年度 18.2人 → R4年度 18.2人
- ・ 小児 (二次・三次) 救急対応病院数の維持  
R3年度 19病院 → R4年度 19病院
- ・ 病院の看護師の充足率  
97.2% (R4年度) → 98.0% (R6年度)
- ・ 県内からの医学科進学者数  
35人 (R3年度) → 50人 (R4年度)
- ・ 歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 (R3年 216箇所)
- ・ 県内病院における薬剤師の充足率  
85.8% (R3年度) → 86.3% (R4年度)

#### ⑤ 介護従事者の確保に関する事業

令和7年度 (2025年度) における介護職員需給ギャップ (461人) の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・ 令和7年度 (2025年度) における介護職員需給ギャップ (461人) の解消

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。

(数値目標)

- ・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3施設

2. 計画期間

令和4年度～令和8年度

□島根県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標  
(計画なし)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数  
270箇所（H27年度）→ 274カ所（R4(2022)年度）  
※【目標値】270箇所（H27年度）→ 298箇所（R4年度）
- ・訪問診療を受けている患者数  
5,769人（H27年度）→ 6,259人（R4(2022)年度）  
※【目標値】5,769人（H27年度）→ 6,275人（R4年度）
- ・訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算）  
R2.10時点 414.2人 → 460.2人（R5年度）  
※【目標値】R2.10時点 414.2人 → R3.10時点445.0人
- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持  
R3.1.1時点 33.4% → R5.3時点 33.2%  
※【目標値】R3.1.1時点 33.4% → R5.1.1時点 33.4%
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）  
3,761件（R1年度）→ 4,722件（R4年度）  
※【目標値】3,761件（R1年度）→ 4,000件（R4年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

R4 計画事業執行なし

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数  
61人（R3年度）→ 40人（R5年度）  
※【目標値】61人（R3年度）→ 28人（R4年度）

- ・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持（R3.10時点 172人）  
R3.10：172人 → R5.4.1：160人
- ・しまね地域医療支援センターへの登録者対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数  
R3年度 91人 → R4年度 117人  
※【目標値】R3年度 91人 → R4年度 99人 → R6年度 114人
- ・病院、公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）  
R3年度 83.3% → R4年度 82.0%  
※【目標値】R3年度 83.3% → R4年度 86.6% → R6年度 90.0%
- ・産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持  
R2年度55人 → R4年度51人  
※【目標値】R2年度55人 → R4年度55人
- ・分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持  
R2年度 18.2人 → R4年度 16.42人  
※【目標値】R2年度 18.2人 → R4年度 18.2人
- ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持  
R3年度 19病院 → R4年度 19病院  
※【目標値】R3年度 19病院 → R4年度 19病院
- ・病院の看護師の充足率  
95.9%（R3年度） → 95.9%（R4年度）  
※【目標値】97.2%（R4年度） → 98.0%（R6年度）
- ・県内からの医学科進学者数  
35人（R3年度） → 40人（R4年度）  
※【目標値】35人（R3年度） → 50人（R4年度）
- ・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持（R3年 216カ所）  
最新の統計データがないため下記の参考の指標で代替して評価した  
（参考）県内養成校卒業生における県内就職率  
R1年度：63.9%（DH） → R4年度：80%（DH）
- ・県内病院における薬剤師の充足率  
85.8%（R3年度） → 87.9%（R4年度）  
※【目標値】85.8%（R3年度） → 86.3%（R4年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和2年度介護職員数 16,503人

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

R4計画事業執行なし

## 2) 見解

### (1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 (計画なし)

### (2) 在宅医療の推進に関する事業

#### ①在宅医療の推進に関する事業

訪問診療に必要な設備整備等への支援、条件不利地域への訪問診療・訪問看護に対する市町を通じた支援等により、在宅医療提供体制のハード・ソフト両面の整備を図った。

訪問診療を行う医療機関数は着実に増えている。

#### ②医療連携の強化・促進

「まめネット」の普及に向けた取組を支援したこと等により、連携カルテの閲覧件数はR4年度の月平均が4,722件、同意カード発行枚数はR4年度末には70,188枚となり順調に増加しているため、今後は、在宅医療に活用できる連携アプリケーションの整備を進めることにより、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

### (3) 介護施設等の整備に関する事業

R4 計画事業執行なし

### (4) 医療従事者の確保

これまでの、地域医療支援センター運営事業や医学生奨学金の貸与等の医師確保の取組と、看護師の研修環境の整備、院内保育所の運営支援等による医療従事者の県内定着の取組により、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

### (5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に掲載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査により把握する。

### (6) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。

## 3) 改善の方向性

- ・病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成に継続して取り組む必要がある。

#### 4) 目標の継続状況

- 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。



### 3. 事業の実施状況

令和4年度島根県計画に規定した事業について、令和4年度終了時における事業の実施状況について記載。

|                  |   |               |
|------------------|---|---------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |               |
| 事業名              | 【NO.1】<br>市町村計画に基づく在宅医療の推進事業  | 【総事業費】<br>0千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |               |
| 事業の実施主体          | 県内市町村   |               |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |               |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所・病院数<br/>270箇所（H27年度）→ 298箇所（R4年度）</li> <li>・訪問診療を受けている患者数<br/>5,769人（H27年度）→ 6,275人（R4年度）</li> </ul> |               |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>在宅医療の推進のために以下の取組を行う市町村を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件不利地域に訪問診療・訪問看護を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営支援</li> </ul>  |               |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <p>在宅医療の推進のために以下の取組を行う事業所及び市町村数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件不利地域に訪問診療を行う医療機関 30カ所</li> <li>・条件不利地域に訪問看護を行う訪問看護ステーション 35カ所</li> </ul>  |               |
| アウトプット指標（達成値）    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）   |               |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。</p>  |               |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>(1) 事業の有効性<br/>令和4年度計画分は執行していない。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>令和4年度計画分は執行していない。</p> |
| その他 |   |

|                  |   |               |
|------------------|---|---------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |               |
| 事業名              | 【NO. 2】<br>訪問看護推進事業   | 【総事業費】<br>0千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |               |
| 事業の実施主体          | 県、訪問看護ステーション、病院   |               |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |               |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：<br/>訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算）<br/>令和2年10月時点 414.2人 → 令和3年10月 445.0人</p> |               |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>地域の実情に応じた訪問看護サービスの充実を図るため、有識者等による検討会を設置し、訪問看護の推進に向けた取組の検討を行うとともに、訪問看護師の確保、資質向上のための集合研修や、現場での実践的な研修により個々の知識や経験に応じた指導及び助言が受けられる機会を提供する。</p>  |               |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護支援検討会の開催 2回</li> <li>・相互研修に参加する看護職員の数 30人</li> <li>・集合研修の開催 6回</li> </ul>   |               |
| アウトプット指標（達成値）    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）   |               |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。</p> <p><b>（1）事業の有効性</b><br/>令和4年度計画分は執行していない。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b><br/>令和4年度計画分は執行していない。</p>   |               |
| その他              |   |               |

|                  |  |                  |
|------------------|--|------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                  |
| 事業名              | 【NO. 3】<br>在宅歯科医療連携室整備事業   | 【総事業費】<br>353 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                  |
| 事業の実施主体          | 県、県歯科医師会   |                  |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。   |                  |
|                  | アウトカム指標：<br>往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持<br>R3.1.1時点 33.4%→ R5.1.1時点 33.4%   |                  |
| 事業の内容（当初計画）      | 在宅歯科医療の適切な提供を維持するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者への歯科診療所の紹介や相談対応等を行う。また、在宅等への訪問診療の連携体制構築に向けた多職種との協議会を開催する。  |                  |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 在宅歯科医療連携室の運営 1カ所   |                  |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅歯科医療連携室の運営 R4年度 1カ所</li> <li>・在宅歯科医療連携室相談件数 R4年度 27件</li> </ul>  |                  |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br>往診・訪問診療を行う歯科診療所割合<br>40.2%（H29.10）→ 43.9%（R2.3）→33.2%（R5.3）  |                  |
|                  | <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は減少しており、アウトカム指標が未達成となったが、本事業において在宅歯科医療における医科や介護等と連携する窓口の運営がされ、相談対応することにより、対象者への歯科医療の提供に一定の効果があった。また、会議が開催されることにより、地域における歯科医療の推進及び、多職種連携体制の整備を図ることにつながった。引き続き、在宅歯科医療における連携体制の構築と体制整備を図っていく。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> |                  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>島根県歯科医師会に委託することにより、相談者への歯科医療機関の紹介を円滑に行うことができる。さらに、往診・訪問診療を行う歯科診療所と連携をとることで、各地区における取組状況等の情報共有や、在宅歯科医療連携室の周知等の情報発信を効率的に行うことができる。</p> |
| その他 |   |

|                  |  |               |
|------------------|--|---------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |               |
| 事業名              | 【NO. 4】<br>在宅歯科医療推進対策事業  | 【総事業費】<br>0千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |               |
| 事業の実施主体          | 県歯科医師会   |               |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 |               |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。                   |               |
|                  | アウトカム指標：<br>往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持<br>R3.1.1時点 33.4%→R5.1.1時点 33.4%                          |               |
| 事業の内容（当初計画）      | 在宅歯科医療の体制維持や関係者の資質向上を図るため、歯科専門職を中心として医療・福祉・介護職等の多職種の関係者に在宅歯科医療のために必要な知識や技術等の研修を実施する。       |               |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 歯科専門職等に対する研修会の開催 2回  |               |
| アウトプット指標（達成値）    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）  |               |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。                                      |               |
|                  | <b>（1）事業の有効性</b><br>令和4年度計画分は執行していない。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>令和4年度計画分は執行していない。             |               |
| その他              |  |               |

|                  |   |                     |
|------------------|---|---------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                     |
| 事業名              | 【NO. 5】<br>訪問診療等に必要な設備整備事業  | 【総事業費】<br>41,878 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                     |
| 事業の実施主体          | 県内医療機関等   |                     |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所・病院数<br/>270 箇所（H27 年度）→ 298 箇所（R4 年度）</li> <li>・訪問診療を受けている患者数<br/>5,769 人（H27 年度）→ 6,275 人（R4 年度）</li> </ul> |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>医師が行う訪問診療・往診に必要な車両や医療機器の整備、及び、関連する在宅療養支援病院・診療所、訪問薬局などが行う在宅における医療の提供に必要な機器や設備の整備に対して支援を行う。</p> <p>また、現に在宅医療に従事する看護師等の技術向上を目的とした研修を大学の教育機関が実施するために必要な設備の整備に対して支援を行う。</p>   |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 在宅訪問診療の提供体制構築に資する設備整備を行う施設数 45 カ所   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 在宅訪問診療の体制整備のため、診療所や訪問看護ステーションなど53機関が医療機器や訪問用車両の整備を実施した。   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・往診・訪問診療を行う医療機関の割合 29.1%<br/>(R6.2.1時点)</li> </ul> <p>アウトカム指標（患者数）の出典は NDB データであるが、直近の値が非公表であること、また、上記往診等を行う医療機関の割合が低下していることから、以下のとおり出典の異なる同様の指標により医療機関数・患者数の増を確認した。</p>   |                     |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>・訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数）<br/>267 ヲ所（H29(2017)年度） → 274 ヲ所（R4(2022)年度）</p> <p>・訪問診療を受けている患者数<br/>5,847 人（H29(2017)年度） → 6,259 人（R4(2022)年度）<br/>※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出</p> <p><b>（1）事業の有効性</b><br/>後継者不在による閉院などの影響により、訪問診療を実施する医療機関数が伸びず、目標値は未達成であった。しかし、事業規模の小さい医療機関、訪問看護ステーション等が多い本県においては、新たな設備投資が困難な場合が多いため、本事業を活用した支援は、在宅医療提供体制の裾野拡大と質の向上に直接役立っている。<br/>今後のさらなる在宅医療の需要増に対し、引き続き本事業により設備投資を支援することで在宅医療の提供体制の維持・向上が図られる。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b><br/>医療機関等に対し、必ず複数社から見積もり徴することを求めるなどコストの低下を図っている。</p> |
| その他 |   |



|                  |   |                |
|------------------|---|----------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                |
| 事業名              | 【NO. 6】<br>医療介護情報連携モデル事業  | 【総事業費】<br>0 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                |
| 事業の実施主体          | 県、医療機関等   |                |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 東西に県土が長く離島の存在する本県において、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築を図るには、医療機関間等や多職種での効率的な情報連携を促進する必要がある。<br>アウトカム指標：<br>・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数）<br>現状値（R2年度平均）3,919件／月<br>→目標値（R4年度平均）4,000件／月<br>・同意カードの発行枚数<br>現状値（R4.1月末）65,892枚<br>→目標値（R5.3月末）69,000枚 |                |
| 事業の内容（当初計画）      | ・地域医療構想の達成や在宅医療の推進を図るため、しまね医療情報ネットワーク（まめネット）を活用して、地域の医療・介護関係者間の情報連携を推進する取組を支援する。  |                |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・情報連携のための取組を行う医療機関 5施設  |                |
| アウトプット指標（達成値）    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）   |                |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。<br><b>（1）事業の有効性</b><br>令和4年度計画分は執行していない。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>令和4年度計画分は執行していない。   |                |
| その他              |   |                |

|                  |  |                |
|------------------|--|----------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                |
| 事業名              | 【NO. 7】<br>専攻医確保・養成事業  | 【総事業費】<br>0 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                |
| 事業の実施主体          | 国立大学法人島根大学、県立中央病院  |                |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 平成30年度から開始された新専門医制度について、県全体として研修医を確保・養成し県内定着を進めるために、県内全病院が参画し県内病院をローテートする養成プログラムを作成し、医師不足、地域偏在の解消を図る必要がある。   |                |
|                  | アウトカム指標：<br>・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数<br>61人（R3年度）→28人（R4年度）  |                |
| 事業の内容（当初計画）      | 島根大学を中心とする県内のすべての病院による病院群をローテートして勤務する仕組みの構築及び医師の養成が急務である診療科の専攻医の養成を行い、医師不足、地域偏在の解消を図るために必要な支援を島根大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの専門研修部門に対し行う。また、総合診療専門医の養成確保のため、大学と県立病院の連携と役割分担による効果的な研修体制の構築に向けた支援を行う。 |                |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1件  |                |
| アウトプット指標（達成値）    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）  |                |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。  |                |
|                  | <b>（1）事業の有効性</b><br>令和4年度計画分は執行していない。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>令和4年度計画分は執行していない。   |                |
| その他              |  |                |

|                  |   |                     |
|------------------|---|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名              | 【NO. 8】<br>地域勤務医師育成支援事業   | 【総事業費】<br>20,357 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                     |
| 事業の実施主体          | 国立大学法人鳥取大学  |                     |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：<br/>鳥取大学から県内への派遣医師数の維持<br/>(R3.10時点 172人)</p>   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 鳥取大学医学部には、島根県の地域枠を5名設置しており、これら地域枠学生が、卒業後、島根県の地域医療に貢献できるよう、鳥取大学における医療技術の習得に資する環境整備、地域医療教育の充実に必要な経費を支援する。   |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 大学医学部における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実を図る大学数 1件  |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 鳥取大学医学部における教育環境の整備、地域医療教育の充実を図った。 1件  |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>鳥取大学から県内への派遣医師数<br/>174人（H30.10時点）→ 160人（R5.4.1現在）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b><br/>平成30年と比べて派遣医師数は減少したが、医師が不足している県西部地域へは一定程度の派遣医師数が継続されている状況であり、本事業により教育環境の整備、地域医療教育の充実の支援をすることで、地域医療を担う医師の育成に寄与している。<br/>一方で、派遣医師数の減少は医療提供体制に影響を及ぼすことになるので、今後も、毎年地域枠学生は誕生することも踏まえ、鳥取大学との連携を強化し、島根県への派遣医師数の維持・増加を図っていく。</p> |                     |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>県内への一定数の医師派遣が期待できる鳥取大学における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に資する経費に限定して支援をすることにより、効率的に実施している。</p> |
| その他 |   |

|                  |   |                     |
|------------------|---|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名              | 【NO. 9】<br>島根大学への寄附講座の設置  | 【総事業費】<br>34,057 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                     |
| 事業の実施主体          | 国立大学法人島根大学  |                     |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数<br/>R3年度 91人 → R4年度 99人 → R6年度 114人</li> <li>・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）<br/>R3年度 83.3% → R4年度 86.6% → R6年度 90.0%</li> </ul> |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 島根大学医学部地域枠入学者や奨学金貸与者等の地域医療に貢献する意志のある学生に対し、早期からの地域医療実習などによる学ぶ機会の確保、動機づけで学習意欲を向上させ、地域で求められる医師像やロールモデルとの出会いを促し、地域医療を担う医師を育成するため、島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置する。  |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設<br>1件  |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設<br>1件  |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね地域医療支援センターの登録者のうち、医師少数区域等で研修・勤務する医師数<br/>R2年度 82人 → R4年度 117人</li> <li>・R4.10月に勤務医師実態調査を実施<br/>(病院・公立診療所の医師の充足率 R4年度 84.3%<br/>うち医師多数区域を除く二次医療圏 R4年度 82.0%)</li> </ul>   |                     |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>学生が地域医療に興味を持ち、さらにモチベーションを向上させるため、地域医療について継続的な質の高い学びの場を確保する等の支援を実施。これらの取組により、しまね地域医療支援センターの登録者のうち県内で研修・勤務する医師は毎年 20～30 人程度増加し、医師少数区域等で研修・勤務する医師は R4 年度には 117 人となった。一方で、病院・公立診療所の医師の充足率は目標に届かなかったが、増加傾向にあることから、本事業は地域医療を担う医師の育成に寄与しているため、引き続き充足率の向上に向けて取り組む。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置することにより、低コストかつ効率的に事業実施している。</p> |
| その他 |  |

|                  |  |                      |
|------------------|--|----------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                      |
| 事業名              | 【NO. 10】<br>医学生奨学金の貸与  | 【総事業費】<br>101,177 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                      |
| 事業の実施主体          | 県  |                      |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：<br/>・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）<br/>R3年度 83.3% → R4年度 86.6% → R6年度 90.0%</p>  |                      |
| 事業の内容（当初計画）      | 将来医師として県内の地域医療に携わる意志のある大学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。   |                      |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <p>奨学金貸与者の継続的確保 32人/年<br/>このうち、地域医療の確保の観点に基づく医学部定員の臨時増員を対象とした奨学金<br/>(1)島根大学医学部医学科 12人/年<br/>(2)鳥取大学医学部医学科 5人/年</p>  |                      |
| アウトプット指標（達成値）    | <p>奨学金貸与者の継続的確保 29人/年<br/>このうち、地域医療の確保の観点に基づく医学部定員の臨時増員を対象とした奨学金<br/>(1)島根大学医学部医学科 12人/年<br/>(2)鳥取大学医学部医学科 5人/年</p>  |                      |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>R4. 10月に勤務医師実態調査を実施<br/>(病院・公立診療所の医師の充足率 R4年度 84.3%<br/>うち医師多数区域を除く二次医療圏 R4年度 82.0%)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>本事業の実績としては、近年、受験者数の低下等により入学者・貸与者が定員を満たしていないが、今後、中・高校生に対するの医師を目指すきっかけ作りや奨学金制度の周知を強化するなど医療人材確保につながる取り組みを行う。<br/>本事業の効果としては、病院・公立診療所の医師の充足率</p> |                      |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>は向上したため、県内で勤務する医師の確保、とりわけ地域の医療機関に勤務する医師数の増加に寄与した。</p> <p>一方で、専門研修期間においては大学や中核病院のある医師多数区域で勤務する傾向があり、地域偏在解消に至っていないため、しまね地域医療支援センターと連携し医師少数区域でのキャリア形成支援に取り組む。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。</p> |
| その他 |   |



|                  |   |                |
|------------------|---|----------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                |
| 事業名              | 【NO. 18】<br>地域医療支援センター運営事業  | 【総事業費】<br>0 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                |
| 事業の実施主体          | 県   |                |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：<br/>         ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）<br/>         R3年度 83.3% → R4年度 86.6% → R6年度 90.0%</p>             |                |
| 事業の内容（当初計画）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>若手医師のキャリア形成支援、充実した研修体制の推進等を行い、医師の県内定着を図ることにより、本県の地域医療の確保を実現する。</li> <li>医師の確保・定着のためには、働きやすい職場環境づくりが必要であるため、関係機関・団体等と連携し、県内女性医師等の復職支援等を行う相談窓口（えんネット）を設置運営する。<br/>（委託先：一般社団法人しまね地域医療支援センター）</li> </ul> |                |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>キャリア形成プログラムの作成数 216人分</li> <li>地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100%</li> <li>相談窓口における相談件数 50件</li> </ul>   |                |
| アウトプット指標（達成値）    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）   |                |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>令和4年度計画分は執行していない。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>   |                |

|     |                   |
|-----|-------------------|
|     | 令和4年度計画分は執行していない。 |
| その他 |                   |

|                  |   |               |
|------------------|---|---------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |               |
| 事業名              | 【No.12（医療分）】<br>地域勤務医師応援事業  | 【総事業費】<br>0千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |               |
| 事業の実施主体          | 過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所  |               |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |               |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足や地域偏在など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）<br/>R3年度 83.3% → R4年度 86.6% → R6年度 90.0%</p> |               |
| 事業の内容(当初計画)      | 過疎地域、離島における医療機関の医師確保対策を支援するため、非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出した医療機関に対し、その経費の一部を支援する。  |               |
| アウトプット指標(当初の目標値) | 他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 25病院  |               |
| アウトプット指標(達成値)    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。(過年度分事後評価参照)   |               |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>令和4年度計画分は執行していない。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>令和4年度計画分は執行していない。</p>   |               |
| その他              |   |               |

|                  |   |                |
|------------------|---|----------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                |
| 事業名              | 【NO. 13】<br>医師確保計画推進事業  | 【総事業費】<br>0 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 医師少数区域及び医師少数スポット  |                |
| 事業の実施主体          | 県内医療機関等   |                |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足や地域偏在など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数<br/>R3年度 91人→R4年度 99人→R6年度 114人</li> <li>・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）<br/>R3年度 83.3% → R4年度 86.6%→ R6年度 90.0%</li> </ul> |                |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>医師確保計画の推進のため、県内医療機関等が実施する以下の取組を県が支援する。</p> <p>(1)圏域の医療機関や自治体等と連携して実施する医師招聘事業</p> <p>(2)県内の医師多数区域又は県外から新規に常勤・非常勤雇用する医師を対象とし、1年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき事業を行った際にかかる経費</p> <p>(3)県内の医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣を行うことで生じる逸失利益</p>   |                |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等 10 件  |                |
| アウトプット指標（達成値）    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）   |                |

|            |   |
|------------|---|
| 事業の有効性・効率性 | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/> 過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。</p>                    |
|            | <p>(1) 事業の有効性<br/> 令和4年度計画分は執行していない。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/> 令和4年度計画分は執行していない。</p> |
| その他        |   |

|               |   |                    |
|---------------|---|--------------------|
| 事業の区分         | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名           | 【NO. 14】<br>医師派遣等推進事業、周産期医療体制構築事業、子ども医療電話相談事業等  | 【総事業費】<br>3,767 千円 |
| 事業の対象となる区域    | 県全域   |                    |
| 事業の実施主体       | 県、県内医療機関、県内産科医療機関   |                    |
| 事業の期間         | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ | <p>平成25年度までの国庫補助事業により行ってきた特定診療科に対する支援や医師の確保対策によっても、特定診療科の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的な対策を行い、特定診療科の体制維持・充実を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持<br/>(R2年度55人→R4年度55人)</li> <li>分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持 (R2年度18.2人→R4年度18.2人)</li> <li>小児(二次・三次)救急対応病院数の維持<br/>(R3年度19病院→R4年度19病院)</li> </ul>                                       |                    |
| 事業の内容(当初計画)   | <p>1. 医師派遣等推進事業<br/>地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、医師確保が困難な地域における医療の提供を図る。</p> <p>2. 周産期医療体制構築事業<br/>・産科医等の処遇改善を図るため、分娩の取扱に従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行う。<br/>・将来の産科医療を担う医師の育成・確保を図るため、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行う。<br/>・過酷な勤務状況にある新生児医療担当医(新生児科医)の処遇を改善するため、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援を行う。</p> <p>3. 小児救急医療医師研修</p> |                    |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | <p>地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の小児科医師、内科医師等を対象として小児救急医療に関する研修等を実施する。</p> <p>4. 子ども医療電話相談事業</p> <p>高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートするため、民間事業者を活用し、急病時の対応について医師等が助言する電話相談事業を実施する。</p>  |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張面談や視察を通じた医師の招へい 10 名</li> <li>・分娩手当を支給する産科医療機関数 15 施設</li> <li>・分娩手当支給者数 80 人</li> <li>・子ども医療電話相談の相談件数 5,600 件</li> <li>・小児救急医療医師研修の開催 2 回</li> </ul>   |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張面談や視察を通じた医師の招へい 7 名</li> <li>・分娩手当を支給する産科医療機関数 30 施設</li> <li>・分娩手当支給者数 175 人</li> <li>・小児救急電話相談の相談件数 5,704 件</li> <li>・小児救急医療医師研修の開催 0 回</li> </ul>  |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手当支給施設の産科・産婦人科医師数及び分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数については最新の調査結果が出ていないため、病院勤務医の状況から、指標については概ね維持できていると評価している。</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">産科・産婦人科の病院勤務医師数<br/>H28年度 50人 → R4年度 51人</p> <p style="padding-left: 20px;">分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数<br/>H28年度 13.9人 → R4年度 16.42人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児（二次・三次）救急対応病院数<br/>H30年度 18病院 → R4年度 19病院</li> </ul> <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>本事業により病院及び公立診療所に勤務する常勤産婦人科医師数は増加し、また、小児（二次・三次）救急対応病院数も維持されており、特定診療科の体制維持・充実を図ることができた。</p> <p>○医師派遣等推進事業</p> <p>喫緊の求職者が少なかった事から医師の招へい数について、目標値には到達しなかったが、オンライン面談、地域医療視察ツアーの実施により、県内の医療機関につい</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>て、医師の理解の促進につながった。</p> <p>○周産期医療体制構築事業</p> <p>分娩の取扱いに従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇改善が図られた。</p> <p>また、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行うことにより、将来の産科医療を担う医師の育成・確保が図られる。</p> <p>加えて、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇の改善が図られた。</p> <p>○小児救急医療医師研修</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行により開催できなかったが、医師等を対象に、麻しん風しん対策、予防接種に関する研修会を開催し、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上に一定の効果があることから、感染状況を考慮しながら実施をしていく。</p> <p>○子ども医療電話相談事業</p> <p>高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートする体制を維持することができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>○医師派遣等推進事業</p> <p>医師が赴任を考えるにあたり、交通費を心配することなく医療機関や住環境等の見学を行うことができ、医師の希望する医療機関との効率的なマッチングにつながった。</p> <p>○小児救急医療医師研修</p> <p>圏域単位で実施することで、参加者の旅費等が軽減され、経済的な執行ができる。</p> <p>○子ども医療電話相談事業</p> <p>電話による相談という簡易な手段により、多くの相談を経済的に執行することができた。</p> |
| その他 |  |



|                  |   |               |
|------------------|---|---------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |               |
| 事業名              | 【NO. 15】<br>看護職員の確保定着事業   | 【総事業費】<br>0千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |               |
| 事業の実施主体          | 県、県看護協会、県内に所在する医療機関   |               |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |               |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | ワークライフバランスの推進などを背景に看護職員が不足しており、地域の医療提供体制は厳しい状況が続いていることから、看護職員確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。   |               |
|                  | アウトカム指標：病院の看護師の充足率<br>R3年度 95.9% → R4年度 97.2% → R6年度 98.0%  |               |
| 事業の内容（当初計画）      | 各医療機関の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上を図るため、認定看護師教育課程の開講や専門性の高い研修等の受講関係経費の支援を行う。<br>また、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進するための支援を行う。 |               |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・研修に参加する病院の数 20 病院<br>・ナースセンターの運営 1カ所   |               |
| アウトプット指標（達成値）    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）   |               |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。   |               |
|                  | （1）事業の有効性<br>令和4年度計画分は執行していない。<br>（2）事業の効率性<br>令和4年度計画分は執行していない。  |               |
| その他              |   |               |

|                  |   |                |
|------------------|---|----------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                |
| 事業名              | 【NO. 16】<br>院内保育所運営事業   | 【総事業費】<br>0 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                |
| 事業の実施主体          | 県内に所在する病院   |                |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）<br/>R2年度 78.9% → R3年度 83.3% → R6年度 90.0%</li> <li>・病院の看護師の充足率<br/>R3年度 95.9% → R4年度 97.2% → R6年度 98.0%</li> </ul> |                |
| 事業の内容（当初計画）      | 医療従事者の離職防止及び再就業を促進することで、良質な医療提供体制の確保を図るため、県内の病院及び診療所に勤務する職員のために保育施設を運営する事業について財政支援を行う。  |                |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 院内保育所の運営費支援 8カ所   |                |
| アウトプット指標（達成値）    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）   |                |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。</p> <p><b>（1）事業の有効性</b><br/>令和4年度計画分は執行していない。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b><br/>令和4年度計画分は執行していない。</p>  |                |
| その他              |   |                |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【NO. 17】<br>看護師等養成所の運営・整備、看護教員<br>継続研修、実習指導者養成講習会  | 【総事業費】<br>22,744 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                     |
| 事業の実施主体          | 県内看護師等養成所  |                     |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>看護教員の資質向上、看護師等養成所の運営等の支援を通じ、看護師等養成所の魅力向上を図り、県内進学促進、県内就業につなげることで、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：病院の看護師の充足率<br/>R3年度 95.9% → R4年度 97.2% → R6年度 98.0%</p>  |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた島根県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所に対してその運営、施設整備及び教員の資質向上に要する経費を支援する。   |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等養成所の運営費等の支援 5カ所</li> <li>・看護教員継続研修の開催 2回</li> <li>・実習指導者養成講習会の開催 1回</li> </ul>   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等養成所の運営費支援 5カ所</li> <li>・看護教員継続研修の開催 2回</li> <li>・実習指導者養成講習会の開催 1回</li> </ul>   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>R4.10月に看護職員実態調査を実施。<br/>(病院の看護師の充足率 R4年度 95.9%)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>看護師等養成所の専任教員の養成及び人件費等の運営費を支援することにより、看護教育の充実を図ることができ、新卒採用者数の維持など看護師の確保に一定の効果があった。</p> <p>しかし、看護師の充足率に関しては、病床数削減に伴う必要数の減などがあった一方で、病床削減計画に沿った採用減を進めている病院があったこと、産休育休・中途退職者の</p> |                     |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>増加に対し代替職員の確保が十分にできなかったことなどの影響により現員数が減少したため、上昇には至らなかった。</p> <p>県内進学促進、県内就業による看護職員の確保を図るため、引き続き看護師等養成所の支援を行う必要がある。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>旧国庫補助事業と同様の補助要件とすることで、コストの低下を図っている。</p> |
| その他 |   |

|                  |   |                |
|------------------|---|----------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                |
| 事業名              | 【NO. 18】<br>地域医療教育推進事業  | 【総事業費】<br>0 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                |
| 事業の実施主体          | 県内市町村   |                |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：<br/>県内からの医学科進学者数<br/>R3年度 35人 → R4年度 50人</p>                     |                |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>継続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図るため次の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校がふるさと教育として「地域医療」をテーマとした授業等を実施するために必要な経費を県が補助。</li> <li>・中・高校生を対象とした地域医療現場体験事業（院内見学や医師・医学生等との意見交換など）の実施。</li> </ul> |                |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 150校</li> <li>・体験事業実施数 6回</li> </ul>   |                |
| アウトプット指標（達成値）    | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）   |                |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。</p> <p>（1）事業の有効性<br/>令和4年度計画分は執行していない。</p> <p>（2）事業の効率性<br/>令和4年度計画分は執行していない。</p>   |                |
| その他              |   |                |

|                  |  |                  |
|------------------|--|------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                  |
| 事業名              | 【NO. 19】<br>歯科医療従事者人材確保対策事業  | 【総事業費】<br>389 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                  |
| 事業の実施主体          | 県、県歯科医師会   |                  |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>歯科衛生士の数が全県的に不足しているため、歯科衛生士の確保・離職防止を図り、適切な歯科医療提供体制を確保する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：<br/>歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持<br/>(H30.12時点 216カ所 ⇒ R5年 216箇所)</p>   |                  |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>歯科衛生士等の確保や専門性の向上に係る啓発や研修会、歯科技工士養成校の学生との交流・意見交換会などを開催する。</p>   |                  |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 上記研修会の開催 2回  |                  |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科衛生士、歯科技工士を雇用する立場である歯科医院管理者（歯科医師）を対象とした研修を開催（R4年度1回）</li> <li>・歯科衛生士（現職・復職希望者）等を対象としたセミナーの開催（R4年度1回）</li> <li>・高校生までを対象とした職業紹介の実施 R4年度 8回</li> <li>・歯科衛生士・歯科技工士養成校の学生との交流参加者 R4年度7名（うち見学先就職者1名）</li> <li>・島根県歯科衛生士人材確保協議会の開催 R4年度 1回</li> </ul>   |                  |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>歯科衛生士が勤務する歯科診療所 216か所(H30.12)<br/>参考：県内養成校卒業生における県内就職率<br/>R1年度：63.9% (DH) →R2年度：41.0% (DH) →R3年度：70% (DH) →R4年度：80% (DH)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>雇用主である歯科医師や歯科医院管理者へ対する研修を実施することで、勤務・復職しやすい体制づくり、環境づくりを図ることができた。</p> <p>また、県内養成校卒業生の県内就職率は増加し、県内養成校学生との交流がきっかけとなり、県内就職にもつながっていることから、一定の効果が得られている。なお、「歯科衛生士が勤務する歯科診療所数」を把握していたデータ元</p> |                  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>の調査項目が変更となり、経年の評価を参考指標に代替し、「県内養成校卒業生における県内就職率」を用いている。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>島根県歯科医師会へ委託することで、管理者としても離職防止等を考えてもらうことができる。また、復職希望者だけでなく歯科医院へ勤務している歯科衛生士に対しても広く働きかけることができる。</p> |
| その他 |  |

|                  |  |                  |
|------------------|--|------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                  |
| 事業名              | 【NO. 20】<br>薬剤師確保対策事業  | 【総事業費】<br>517 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                  |
| 事業の実施主体          | 県、県薬剤師会  |                  |
| 事業の期間            | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 人口あたりの薬剤師数が少なく、薬剤師不足が深刻であることから、これらの職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域における医療提供体制を維持する必要がある。   |                  |
|                  | アウトカム指標：<br>県内病院における薬剤師の充足率<br>R3年度：85.8% → R4年度：86.3%   |                  |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>薬剤師を含む医療従事者等の確保・養成が急務であるため、高校生とその保護者、教員を対象としたセミナーを実施し、薬科大学への進学を後押しする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、インターネットを活用したWEB方式による開催とする。</p> <p>また、本県からの進学者が多い中国四国地方を中心に薬科大学を訪問するなどし、薬剤師の県内就業を促進する。</p> |                  |
| アウトプット指標（当初の目標値） | セミナーへの参加者数 100 名   |                  |
| アウトプット指標（達成値）    | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生セミナーについては、オンラインにより開催し、72名の参加があった。</p> <p>また、薬科大学の訪問についても、1大学に訪問した。</p>  |                  |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br/>県内病院における薬剤師の充足率<br/>H30年度：81.0% → R1年度：84.1% → R2年度：85.3%<br/>→ R3年度：87.7% → R4年度：87.9%</p>  |                  |
|                  | <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>本県から薬科大学へ進学を希望している者を後押しし、将来、本県で働く薬剤師のタマゴを育成する。また、各薬科大学に対して本県の薬剤師が不足している状況を訴え、本</p>  |                  |



|     |  |
|-----|--|
|     | <p>県での就職を働きかけてもらうことにより、本県での就職を考える薬剤師が増加することが期待できる。</p> <p>本事業により県内病院における薬剤師の充足率は上昇し、目標を達成したため、薬剤師の確保に効果があった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>本県への就職の可能性が高い者へ限定して働きかけを行うことにより、コストの低下を図りながら効率的に実施している。</p> |
| その他 |  |

|                    |   |                                |
|--------------------|---|--------------------------------|
| 事業の区分              | 5. 介護従事者の確保に関する事業   |                                |
|                    | (大項目) 参入促進<br>(中項目) 介護人材の「すそ野」拡大<br>(小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業   |                                |
| 事業名                | 【No. 1 (介護分)】<br>保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業   | 【総事業費<br>(計画期間の総額)】<br>8,360千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 県内全域  |                                |
| 事業の実施主体            | 島根県   |                                |
| 事業の期間              | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                                |
| 背景にある医療・介護ニーズ      | 介護人材の確保の状況は、地域の实情により異なるため、市町村の地域の实情に応じた確保対策や定着促進に係る取組も重要となっている。   |                                |
| アウトカム指標            | アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和   |                                |
| 事業の内容              | 市町村が地域単位で実施する人材確保対策・定着促進事業を支援する。<br>・介護や介護の仕事に係る普及啓発活動<br>・未経験者や潜在的な介護人材の参入促進 等   |                                |
| アウトプット指標（当初の目標値）   | 事業実施市町村数：11<br>（保険者）  |                                |
| アウトプット指標（達成値）      | 事業実施市町村数：11<br>（保険者）  |                                |
| 事業の有効性・効率性         | 事業終了後1年以内のアウトカム指標<br>事業実施市町村数：11<br>（保険者）   |                                |
|                    | <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>広域保険者、市町村が実施する人材確保対策・定着促進事業の実施を支援し、介護人材の確保、定着に資する事業を実施する</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>広域保険者、市町村がそれぞれ独自で実施する人材確保対策・定着促進事業をの実施を支援することにより、介護人材の確保・定着に資する事業を実施することができる</p> |                                |
| その他                |   |                                |

|                    |   |                                |
|--------------------|---|--------------------------------|
| 事業の区分              | 5. 介護従事者の確保に関する事業   |                                |
|                    | (大項目) 参入促進<br>(中項目) 介護人材の「すそ野」拡大<br>(小項目) 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業  |                                |
| 事業名                | 【No. 2 (介護分)】<br>外国人留学生奨学金等支給支援事業   | 【総事業費<br>(計画期間の総額)】<br>1,764千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 県内全域  |                                |
| 事業の実施主体            | 島根県   |                                |
| 事業の期間              | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                                |
| 背景にある医療・介護ニーズ      | <p>・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。</p> <p>・介護福祉士の資格取得を目指して、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学する外国人を、将来、介護の専門職として雇用しようとする介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付しているが、介護施設等の負担軽減が課題となっている。</p> |                                |
| アウトカム指標            | アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和   |                                |
| 事業の内容              | 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対して学費や生活費などを給付する介護施設等について、当該介護施設等が行う奨学金等の一部を助成   |                                |
| アウトプット指標（当初の目標値）   | 留学生数・・・30名      1年目（日本語学校）      15名<br>2年目、3年目（介護福祉養成施設）      15名   |                                |
| アウトプット指標（達成値）      | 留学生数・・・11名      1年目（日本語学校）      2名<br>2年目、3年目（介護福祉養成施設）      9名   |                                |
| 事業の有効性・効率性         | 事業終了後1年以内のアウトカム指標<br>留学生数・・・11名      1年目（日本語学校）      2名<br>2年目、3年目（介護福祉養成施設）      9名  |                                |
|                    | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付する際に、介護施設等の負担軽減を諮ることにより、外国人介護職員の確保を図ることができる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県が外国人留学生に奨学金を貸与する介護施設に、補助金を交付することにより、介護施設等の負担軽減が諮られ、将来の介護施設での外国人職員の確保を進めることができる。</p>        |                                |
| その他                |   |                                |

|                    |  |                                       |
|--------------------|--|---------------------------------------|
| 事業の区分              | 5. 介護従事者の確保に関する事業  |                                       |
|                    | (大項目) 参入促進<br>(中項目) 介護人材の「すそ野拡大」<br>(小項目) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業  |                                       |
| 事業名                | 【No. 3 (介護分)】<br>福祉系高校修学資金貸付事業   | 【総事業費<br>(計画期間の総額)】<br>858千円          |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 県内全域   |                                       |
| 事業の実施主体            | 島根県  |                                       |
| 事業の期間              | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                                       |
| 背景にある医療・介護ニーズ      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。</li> <li>・福祉系高校に修学し、介護福祉士を目指す生徒に修学資金を貸し付けることにより、生徒の確保を図る必要がある。</li> </ul> |                                       |
|                    | アウトカム指標  | アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和 |
| 事業の内容              | 県内の介護職場に就労することを目指す福祉系高校の生徒に対し、修学資金を貸付け、介護業務従事で返還免除とする<br>県社会福祉協議会に対し貸付け原資を補助金交付する  |                                       |
| アウトプット指標（当初の目標値）   | 福祉系高校生のうち修学資金を活用し、介護業務に従事する者<br>年：20名  |                                       |
| アウトプット指標（達成値）      | 福祉系高校生のうち修学資金を活用し、介護業務に従事する者<br>年：6名   |                                       |
| 事業の有効性・効率性         | 事業終了後1年以内のアウトカム指標<br>福祉系高校生のうち修学資金を活用し、介護業務に従事する者<br>年：6名  |                                       |
|                    | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>介護福祉士資格取得を目指し、介護職場で就労しようとしているをする福祉系高校生を受験対策費用等を貸し付け、介護職場で就労しようとする高校生を支援する</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>県（社協）が補助金を交付することにより、介護職場に就労しようとしている福祉系高校生を支援することができる。</p>  |                                       |
| その他                |  |                                       |

|                    |   |                                |
|--------------------|---|--------------------------------|
| 事業の区分              | 5. 介護従事者の確保に関する事業   |                                |
|                    | (大項目) 参入促進<br>(中項目) 介護人材の「すそ野拡大」<br>(小項目) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業   |                                |
| 事業名                | 【No. 4 (介護分)】<br>介護分野就職支援金貸付事業  | 【総事業費<br>(計画期間の総額)】<br>3,083千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 県内全域  |                                |
| 事業の実施主体            | 島根県   |                                |
| 事業の期間              | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                                |
| 背景にある医療・介護ニーズ      | ・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。<br>・他業種で働いていた者の介護分野への参入を促進するため、就職支援金を貸し付けることにより、介護人材の確保を図る必要がある。  |                                |
| アウトカム指標            | アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和   |                                |
| 事業の内容              | 他業種で働いていた者等の介護分野への参入に係る就職支援金を貸付け、介護業務従事者で返還免除   |                                |
| アウトプット指標（当初の目標値）   | 貸付事業を活用し、介護分野での就労を行う者 30人/年   |                                |
| アウトプット指標（達成値）      | 貸付事業を活用し、介護分野での就労を行う者 14人/年   |                                |
| 事業の有効性・効率性         | 事業終了後1年以内のアウトカム指標<br>貸付事業を活用し、介護分野での就労を行う者 14人/年  |                                |
|                    | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>介護分野以外に就労していた者が、介護分野に就労する場合に20万円を貸しつけることにより、介護分野への就労を促すとともに、新たに就労する者の安定した就労を支援する。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>県（社協）が補助金を交付することにより、介護分野以外に就労していた者が、介護分野に就職しようとする場合に支援することができる。</p> |                                |
| その他                |   |                                |

|                    |  |                              |
|--------------------|--|------------------------------|
| 事業の区分              | 5. 介護従事者の確保に関する事業  |                              |
|                    | (大項目) 資質の向上<br>(中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成<br>(小項目) 権利擁護人材育成事業  |                              |
| 事業名                | 【No. 5 (介護分)】<br>介護相談員育成に係わる研修支援事業   | 【総事業費<br>(計画期間の総額)】<br>280千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 県内全域   |                              |
| 事業の実施主体            | 島根県  |                              |
| 事業の期間              | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                              |
| 背景にある医療・介護ニーズ      | 介護サービスの適正化、地域包括ケアの推進、高齢者の権利擁護の観点から、サービス利用者へのサポートや地域住民等に対する認知症の理解促進といった役割を担う介護相談員の重要性が高まっている。   |                              |
| アウトカム指標            | アウトカム指標：介護相談員の養成、活動人数の維持   |                              |
| 事業の内容              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護相談員養成研修受講時の経費支援、研修会（相談員活動報告会議）の運営実施により、介護相談員の養成と資質向上を図る。</li> <li>・ 養成研修事業担当者研修への参加により、事業への理解を深める。</li> </ul>   |                              |
| アウトプット指標（当初の目標値）   | 介護相談員活動人数：およそ60名（参考：H30. 10…69名、R2. 9…61名）<br>養成研修終了者数：5名  |                              |
| アウトプット指標（達成値）      | 介護相談員活動人数：60名<br>養成研修終了者数：1名   |                              |
| 事業の有効性・効率性         | 事業終了後1年以内のアウトカム指標<br>介護相談員活動人数：60名<br>養成研修終了者数：1名  |                              |
|                    | <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>○利用者の権利擁護とサービスの質的向上に向けて、相談員となる者が養成研修を受講することにより、専門的知識や技能の習得など、介護サービス相談員の育成・資質向上につながっている。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>○介護サービス相談員養成研修を介護サービス相談・地域づくり連絡会へ委託することにより効率的に実施できている。</p> |                              |
| その他                |  |                              |

|                    |   |  |                         |
|--------------------|---|--|-------------------------|
| 事業の区分              | 5. 介護従事者の確保に関する事業   |  |                         |
|                    | (大項目) 労働環境・処遇の改善<br>(中項目) 勤務環境改善支援<br>(小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業   |  |                         |
| 事業名                | 【No. 6 (介護分)】<br>介護ロボット導入支援事業   | 【総事業費<br>(計画期間の総額)】                    | 56,124千円                |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 県内全域  |  |                         |
| 事業の実施主体            | 島根県   |  |                         |
| 事業の期間              | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |  |                         |
| 背景にある医療・介護ニーズ      | 2025年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として介護ロボット及びICTの活用は有効であるが、価格が高額であるものが多い。そのため、広く一般の介護事業所による購入が可能となるよう、介護ロボット等の導入に係る経費負担を軽減し、先駆的な取組みについて支援を行い、介護ロボット及びICTの普及を促進する必要がある。  |  |                         |
| アウトカム指標            | アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和   |  |                         |
| 事業の内容              | 県内の介護サービス事業者が介護ロボット又はICT活用介護ソフト等を導入する場合の当該経費（購入、リース、レンタル）を支援  |  |                         |
| アウトプット指標（当初の目標値）   | 導入事業所数  | 介護ロボット導入事業所<br>通信環境整備導入事業所<br>ICT導入事業所 | 25事業所<br>3事業所<br>10事業所  |
| アウトプット指標（達成値）      | 導入事業所数  | 介護ロボット導入事業所<br>通信環境整備導入事業所<br>ICT導入事業所 | 68事業所<br>25事業所<br>66事業所 |
| 事業の有効性・効率性         | 事業終了後1年以内のアウトカム指標<br>介護ロボット導入事業所 68事業所<br>通信環境整備導入事業所 25事業所<br>ICT導入事業所 66事業所   |  |                         |
|                    | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>新たな技術を活用した介護ロボットやICTは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であるが、市場化されて間もない状況にあるものが多く、価格が高額である。そのため、広く一般の介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組みについて支援を行うことで、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、介護ロボット等の普及を促進する。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>介護ロボットを導入することにより時間短縮が図られ、より効果的なサービス提供が行える。</p> |  |                         |
| その他                |   |  |                         |

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

##### (1) 事業の内容等

|                    |  |                              |
|--------------------|--|------------------------------|
| 事業の区分              | 5. 介護従事者の確保に関する事業<br>(大項目) 労働環境・処遇の改善<br>(中項目) 外国人介護人材受入れ環境整備<br>(小項目) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業   |                              |
| 事業名                | 【No. 7 (介護分)】<br>外国人介護人材受入れ施設環境整備事業  | 【総事業費<br>(計画期間の総額)】<br>510千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 県内全域   |                              |
| 事業の実施主体            | 島根県  |                              |
| 事業の期間              | 令和4年4月1日～令和5年3月31日   |                              |
| 背景にある医療・介護ニーズ      | <p>・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。</p> <p>・今後、増加が見込まれる外国人介護人材の受入を検討するにあたり、介護施設等においてコミュニケーションや文化・風習への配慮等への不安や、外国人介護人材に学習支援や生活支援できる体制が十分でないという実態がある。</p> <p>・こうした実態を踏まえ、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（1,006人）の緩和</p>                                    |                              |
| 事業の内容              | 介護施設等が外国人受入のために要する多言語翻訳機の導入にかかる経費や外国人職員の学習支援に係る経費の助成   |                              |
| アウトプット指標（当初の目標値）   | 外国人介護人材受入れ施設数 40施設   |                              |
| アウトプット指標（達成値）      | 外国人介護人材の受入れ環境を整備することにより、介護人材の確保を図る。<br>外国人介護人材受入れ施設数 7施設   |                              |
| 事業の有効性・効率性         | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標</p> <p>外国人介護人材の受入れ環境を整備することにより、介護人材の確保を図る。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>外国人介護人材が介護施設等の介護現場で働くにあたり、介護職としての技能や利用者等とのコミュニケーション能力等の習得は重要である。介護施設等がその習得の後押しをすることは外国人介護職員の確保を図る上で有効である。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県が外国人介護人材を受け入れ、介護福祉士の資格取得支援や利用者等とのコミュニケーション能力等の習得のために行う事業について、補助金を交付することにより、介護施設等の負担軽減を諮り、将来の介護施設での外国人職員の確保を進めることができる。</p> |                              |
| 備考（注3）             |  |                              |



|                    |  |                                  |
|--------------------|--|----------------------------------|
| 事業の区分              | 5. 介護従事者の確保に関する事業  |                                  |
|                    | (大項目) 労働環境・処遇の改善<br>(中項目) 緊急時介護人材等支援<br>(小項目) 新型コロナウイルス流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業  |                                  |
| 事業名                | 【No. 8 (介護分)】<br>介護サービス継続支援事業(コロナ)   | 【総事業費<br>(計画期間の総額)】<br>160,688千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 県内全域   |                                  |
| 事業の実施主体            | 島根県  |                                  |
| 事業の期間              | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ      | 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められる。  |                                  |
| アウトカム指標            | アウトカム指標：介護サービス事業所・施設等による介護サービスの提供の継続   |                                  |
| 事業の内容              | 新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築する。   |                                  |
| アウトプット指標(当初の目標値)   | 緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善  |                                  |
| アウトプット指標(達成値)      | 緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善  |                                  |
| 事業の有効性・効率性         | 事業終了後1年以内のアウトカム指標<br>緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善   |                                  |
|                    | <b>(1) 事業の有効性</b><br>介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を図ることにより、介護を必要とする高齢者やその家族の日常生活の維持に必要なサービスを提供する体制を確保することにつながる。<br><br><b>(2) 事業の効率性</b><br>必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するものであり、新型コロナウイルスの感染等の発生により人材が不足した介護サービス事業所・施設等による緊急時の対応が可能となる。 |                                  |
| その他                |  |                                  |

|                 |  |               |
|-----------------|--|---------------|
| 事業の区分           | 6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業  |               |
| 事業名             | 【No.21】<br>地域医療勤務環境改善体制整備事業  | 【総事業費】<br>0千円 |
| 事業の対象となる区域      | 県全域  |               |
| 事業の実施主体         | 県内に所在する医療機関  |               |
| 事業の期間           | 令和4年4月1日～令和6年3月31日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 |               |
| 背景にある医療・介護ニーズ   | 2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。                                     |               |
|                 | アウトカム指標：<br>・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3施設  |               |
| 事業の内容（当初計画）     | 医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施するために必要な費用を支援する。   |               |
| アウトプット指標（当初目標値） | 対象となる施設数 3施設   |               |
| アウトプット指標（達成値）   | 令和4年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）  |               |
| 事業の有効性・効率性      | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：<br>過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。                                      |               |
|                 | <b>（1）事業の有効性</b><br>令和4年度計画分は執行していない。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>令和4年度計画分は執行していない。             |               |
| その他             |  |               |